

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月22日
【事業年度】	第26期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社WOWOW
【英訳名】	WOWOW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和崎 信哉
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	I R 経理局長 大熊 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	I R 経理局長 大熊 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月24日に提出した第26期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
- 第2 事業の状況
- 4 事業等のリスク

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

放送関連法制度などの変化に関わるリスク

当社は、「放送法」に基づく委託放送事業者としての委託放送業務の認定を取得しております。また、CSデジタル放送については、衛星役務利用放送の業務を行う電気通信役務利用放送事業者として登録しております。

今後、放送関連法制度や総務省の判断が何らかの事情により当社に不利な方向に変更された場合、当社の経営に悪影響を与える可能性があります。

(訂正後)

放送関連法制度に関わるリスク

当社グループの事業は、我が国において多くの法的規制を受けており、総務大臣からの認定又は免許等の対象となっております。今後、放送関連法制度や総務省の判断が何らかの事情により当社に不利な方向に変更された場合、当社グループの経営に悪影響を与える可能性があります。また、当社グループが適用法令や許可条件に従わなかった場合、認定や免許が取り消され、事業を停止又は終了しなければならない可能性があり、当社グループは放送事業に関するサービスの提供または将来の新たな認定や免許取得が困難となる可能性が生じます。

平成22年3月31日現在における当社グループの主要な業務に係る許認可等の取得状況は以下の通りです。下記許認可は何れも5年毎の更新が必要であり、取消事由に該当する事象は発生していないものと認識しておりますが、当該許認可等が取り消された場合には、当社グループの事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	更新期限	内容
デジタル委託放送業務認定	平成25年10月26日	B S デジタル放送を受託放送事業者に委託して実施させるために総務大臣から受けた認定
デジタル地球局免許	平成25年10月31日	地球局(渋谷・菫蒲)から、B S デジタル放送信号をB S デジタル放送衛星に向けて送信する無線局開設のために、総務大臣から受けた免許

(注) 1 B S デジタル委託放送業務認定は主に以下の場合に取り消され得るとされています。

委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しないものと総務大臣が判断した場合。

日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が、業務を執行する役員となった場合、又はこれらの者がその議決権の5分の1以上を占めた場合。

放送法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員となった場合。

電波法の規定により放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者が役員となった場合。

正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き6カ月以上休止したとき。

不正な手段により認定又は変更の許可を受けたとき。

委託の相手方の放送局の免許がその効力を失ったとき。

2 B S デジタル地球局免許は主に以下の場合に取り消され得るとされています。

日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が代表者となった場合、又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めた場合。

電波法または放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員となった場合。

正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6カ月以上休止したとき。

不正な手段により免許を受け、又は電波の型式、周波数等の指定の変更を行わせたとき。

電波法、放送法もしくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、それによる運用の停止等の命令又は制限に従わないとき。